

様式 1

事業報告書

(自 令和3年08月01日 至 令和4年07月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 うえき心療内科クリニック
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 大村市坂口町374番地6
- (3) 設立認可年月日 平成12年08月25日
- (4) 設立登記年月日 平成12年09月14日
- (5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	植木 健	
理事	植木 加奈子	
理事	植木 信地	
理事	植木 千咲子	
理事	鵜飼 由加里	
監事	植木 順	

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	うえき心療内科クリニック	大村市坂口町374番地6	

- (2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和3年09月22日 令和02年度決算の決定

令和4年07月31日 令和4年度の事業計画及び収支予算の決定

様式3-2

法人名 医療法人 うえき心療内科クリニック
 所在地 長崎県大村市坂口町374番地6

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

貸借対照表
 (令和4年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	18,848	I 流動負債	6,442
II 固定資産	32,658	II 固定負債	7,850
1 有形固定資産	2,019	負債合計	14,292
2 無形固定資産	212	純資産の部	
3 その他の資産	30,425	科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	27,214
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	37,214
資産合計	51,506	負債・純資産合計	51,506

様式4-2

法人名 医療法人 うえき心療内科クリニック

※医療法人整理番号

所在地 長崎県大村市坂口町374番地6

損益計算書
(自 令和3年8月1日 至 令和4年7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	91,406
2 事業費用	84,031
本来業務事業利益	7,374
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	7,374
II 事業外収益	945
III 事業外費用	0
経常利益	8,320
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	8,320
法人税等	1,700
当期純利益	6,619

様式 2

法人名 医療法人 うえき心療内科クリニック

所在地 長崎県大村市坂口町 3 7 4 番地 6

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

財 産 目 録

(令和 4年 7月31日現在)

1. 資 産 額	51,506 千円
2. 負 債 額	14,292 千円
3. 純 資 産 額	37,214 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	18,848
B 固 定 資 産	32,658
C 資 産 合 計 (A+B)	51,506
D 負 債 合 計	14,292
E 純 資 産 (C-D)	37,214

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 うえき心療内科クリニック
理事長 植木 健 殿

私は、医療法人 うえき心療内科クリニックの令和03会計年度（令和3年08月01日から令和4年07月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を開覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 4年 9月 26日

医療法人 うえき心療内科クリニック

監事 植木 順

この監事監査報告書の写しは本法人の監事の監査報告書の原本と相違ありません。

令和4年10月17日

医療法人 うえき心療内科クリニック

理事長 植木 健